

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月22日
【会社名】	盟和産業株式会社
【英訳名】	MEIWA INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 俊彦
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市寿町三丁目 1番 1号 ルリエ本厚木
【電話番号】	046 (223) 7611
【事務連絡者氏名】	総合管理部長 伊藤 明彦
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市寿町三丁目 1番 1号 ルリエ本厚木
【電話番号】	046 (223) 7611
【事務連絡者氏名】	総合管理部長 伊藤 明彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 879,624,000円 オーバーアロットメントによる売出し 135,871,610円 （注）1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成26年 8月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年 8月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,200,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株

- (注) 1 平成26年8月22日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成26年8月22日(金)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下、「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,043,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成26年8月22日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,043,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年9月1日（月）から平成26年9月4日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	7,200,000株	879,624,000	-
計（総発行株式）	7,200,000株	879,624,000	-

- （注）1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
 4 発行価額の総額は、平成26年8月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	- （注）3	1,000株	自 平成26年9月5日（金） 至 平成26年9月8日（月） （注）4	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年9月11日（木）

- （注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年9月1日（月）から平成26年9月4日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）を決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.meiwasangyo.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額は資本組入れされません。
 4 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年8月29日（金）から平成26年9月4日（木）までを予定しております。

すが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年9月1日(月)から平成26年9月4日(木)までを予定しております。

したがしまして、

発行価格等決定日が平成26年9月1日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年9月2日(火) 至 平成26年9月3日(水)」

発行価格等決定日が平成26年9月2日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年9月3日(水) 至 平成26年9月4日(木)」

発行価格等決定日が平成26年9月3日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年9月4日(木) 至 平成26年9月5日(金)」

発行価格等決定日が平成26年9月4日(木)の場合、上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、平成26年9月12日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,840,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	360,000株	
計	-	7,200,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
879,624,000	6,600,000	873,024,000

(注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額873,024,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当の手取概算額上限126,423,310円と合わせた手取概算額合計上限999,447,310円について、459,000,000円を平成26年9月末までに借入金(当社子会社であるMEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC.への出資資金として金融機関より調達した短期借入金)の返済資金に、残額を平成28年1月末までに当社子会社である盟和(佛山)汽车配件有限公司への融資資金に充当する予定であり、実際の支出までは当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC.及び盟和(佛山)汽车配件有限公司は、当該出資資金及び融資資金を各社の設備投資資金に充当する予定です。

なお、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりとなっております。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,043,000株	135,871,610	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,043,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.meiwasangyo.co.jp/>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年8月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成26年9月5日（金） 至 平成26年9月8日（月） （注）1	1,000株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社 及びその委託販売 先金融商品取引業 者の本店及び国内 各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成26年9月12日（金）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成26年9月12日（金）に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定でありません。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,043,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年8月22日（金）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,043,000株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当）を、平成26年9月30日（火）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一であることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年9月25日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年9月1日（月）の場合、「平成26年9月4日（木）から平成26年9月25日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月2日（火）の場合、「平成26年9月5日（金）から平成26年9月25日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月3日（水）の場合、「平成26年9月6日（土）から平成26年9月25日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月4日（木）の場合、「平成26年9月9日（火）から平成26年9月25日（木）までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社ロゴ  を記載します。



- ・表紙裏に以下の内容を記載します。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年8月23日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年9月1日（月）から平成26年9月4日（木）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.meiwasangyo.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「1．会社概要」から「5．事業体制」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

1. 会社概要

□ 会社概要

社名 盟和産業株式会社 本社所在地 神奈川県厚木市寿町三丁目1番1号 ルリ工本厚木 設立 昭和31年5月8日 代表者 代表取締役社長 清水俊彦 従業員数 462名（連結） （平成26年3月末現在）	事業内容 1. 自動車内装部品の製造・販売 2. 住宅設備資材及び建築内装資材の製造・販売 子会社 盟和（大連）汽车配件有限公司 盟和（佛山）汽车配件有限公司 MEIWA INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD. MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC.
---	---

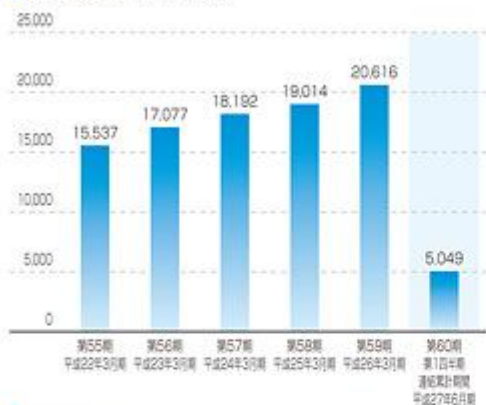
□ 沿革

当社は昭和31年5月8日、自動車用塩化ビニール製フロアマットの製造販売を目的として設立され、その後、昭和25年11月設立の会社と合併、現在に至っております。この沿革は、実質上の存続会社である被合併会社・盟和産業株式会社について記載しております。

1956（昭和31）年 5月 1959（昭和34）年 5月 1960（昭和35）年 8月 1967（昭和42）年 2月 1974（昭和49）年 2月 1977（昭和52）年 3月 1981（昭和56）年 1月 8月 1985（昭和60）年 7月 2006（平成18）年 3月 8月 2008（平成20）年 4月 2009（平成21）年 7月 2012（平成24）年 3月 2013（平成25）年 2月 4月	東京都大田区に盟和産業株式会社を設立 自動車用塩化ビニール製フロアマットの製造販売開始 神奈川県鎌倉市に大船工場を新設 原料から製品までの一貫生産システム確立 本店を神奈川県鎌倉市（大船工場内）に移転 長野県阿智村に長野工場を新設 本店を東京都台東区に移転 大船工場の製造部門を長野工場に統合 東京証券取引所市場第二部に上場 山梨県昭和町に甲府工場新設 本店を神奈川県厚木市に移転 大連盟和化工製品有限公司（現・盟和（大連）汽车配件有限公司）を子会社化 岐阜県御嵩町に岐阜工場を新設 中国・広州市に広州駐在員事務所を設置 中国・広東省佛山市に盟和（佛山）汽车配件有限公司を設立 タイ・バンコックにMEIWA INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD.を設立 米国・テネシー州にMEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC.を設立 広州駐在員事務所を閉鎖し、盟和（佛山）汽车配件有限公司広州分公司を設立
--	--

2. 業績の推移（連結）

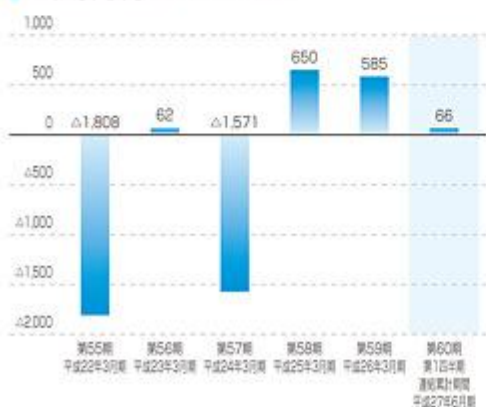
売上高（単位：百万円）



経常利益（単位：百万円）



当期純利益（単位：百万円）



純資産額／総資産額（単位：百万円）

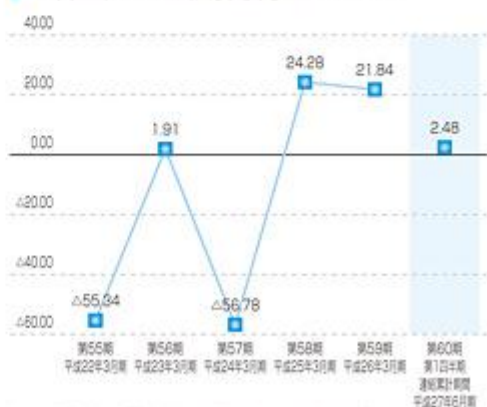


1株当たり純資産額（単位：円）



当社は、平成26年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記では、当該株式分割が第55期の期首時点に行われていたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

1株当たり当期純利益（単位：円）



当社は、平成26年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記では、当該株式分割が第55期の期首時点に行われていたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

3. 事業の内容

当社グループは、当社及び子会社4社で構成されており、自動車内装部品、住宅設備資材及び建築内装資材等の製造販売を主たる業務としております。

自動車部品

トランク内装品、フロア内装品、ルーフ、シート等の自動車内装部品を製造販売しております。セダン、ワゴン、SUV、ミニバン、軽自動車、トラックなど多くの車種で採用されております。



1 トランク部品

軽量であること、丈夫であることにこだわり、多彩な素材や独自の加工技術を揃えています。
自動車のトランクのフロア、側面、トランクと座席とのつなぎ目などトランク内装品を開発・製造しております。

2 フロア部品

独自の配合技術が、複雑な形状の加工や表面加工を可能にしています。
主に商用車・トラックの足元・荷室などに敷くフロアマットやエンジン音・ロードノイズが室内に侵入することを防ぐダッシュサイレンサーなど、足元を支える製品を開発・製造しております。

3 4 ルーフ・シート部品

座席背面の「シートバック」、メイトーンの弾性を利用した「はめ込み式の天井」などに、当社の製品が採用されております。

●主な製品の特徴

トランクフロア

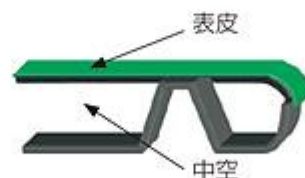
「メイトーン」

プラスチックダンボールという発想から開発され、ハニカム構造により、軽さと丈夫さを兼ね備えた製品。



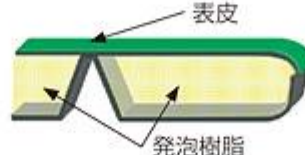
「シコーシート」

2枚のプラスチックシートの中に空気をを入れて膨らませ、凸凹の形状にすることで、軽さと丈夫さを両立させた製品。



「ゼムライト」

2枚のプラスチックシートの中に発泡樹脂の軽い板を挟み込むことで、軽さと更なる丈夫さを追求した製品。



フロアマット

柔らかい樹脂のシートを車両の形状に合わせて加工出来、また、シート表面に多様なデザイン性を持たすことが出来ます。
清掃性や耐水性にも優れた製品。



住宅

当社の自動車部品のプラスチック技術やシート加工技術などを応用し、システムバスの部品、オフィスの床下配線を可能にするOAフロア、建物・車両用のフロア材、貯水池や埋立用の止水シート等の住宅設備部材や建築内装資材を当社が製造販売しております。



その他

梱包用緩衝材等の発泡プラスチック成形品、部品などを運ぶ際に使用する通箱等を盟和（大連）汽車配件有限公司が製造販売しております。



4. 研究開発および生産の特徴

基礎研究・デザイン・設計・実験・試作・製品化等、量産化までの開発プロセス全てを自社で行うことで、コスト低減、開発期間短縮などを実現し、また環境対応、提案力と技術開発力の向上に鋭意取り組んでおります。

2012年4月、研究開発設備・実験装置をさらに高度化し整備した新研究施設を設置しました。

生産のさらなる効率化を実現するために、さまざまな研究開発に取り組んでおります。

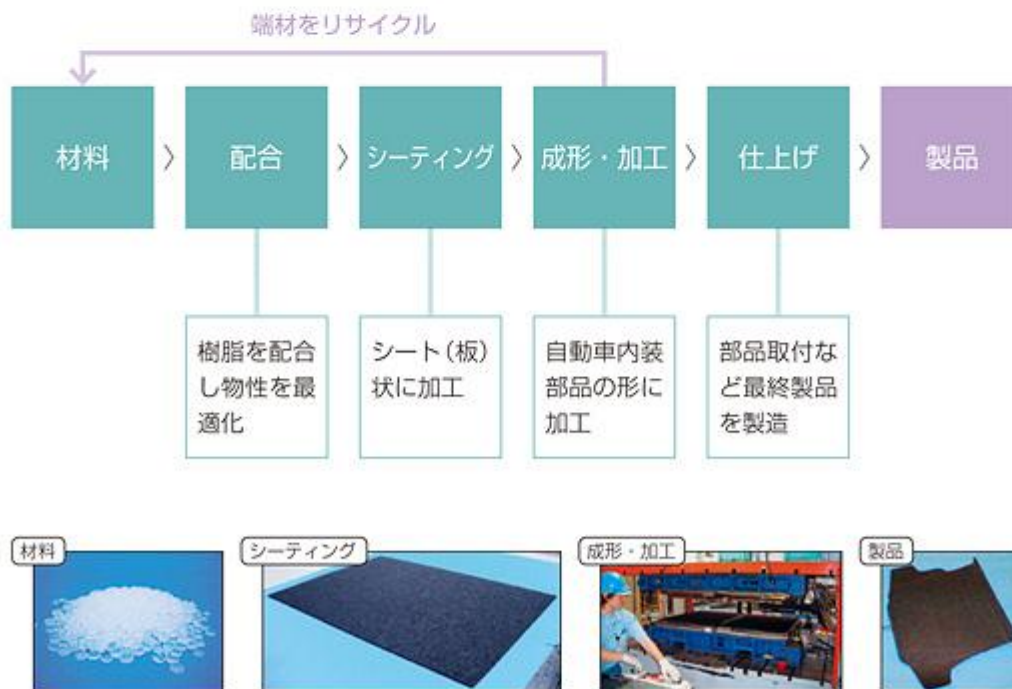


技術開発センター（岐阜工場内）

一貫生産システム

原材料（合成樹脂）の配合から、シーティング、成形・加工、製品仕上げに至るまで一貫して社内で行う生産システムにより、品質・コスト・意匠設計といったお客さまのあらゆるニーズに柔軟に対応しております。

また、工程内で発生した端材を材料に還元し、資源の有効利用を行っております。



5. 事業体制

国内拠点



海外拠点



・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年8月22日から平成26年8月15日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1
- ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 - ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・ 平成23年8月22日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用（平成24年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。）。
- ・ 平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用（平成26年4月1日付で行われた普通株式1株につき2株の株式分割の権利落ち以後については、当該株式分割を考慮した1株当たり当期純利益を使用しております。）。
- ・ 平成26年4月1日から平成26年8月15日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年2月22日から平成26年8月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第59期）（訂正報告書により訂正された内容を含む。）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成26年6月30日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 （千円）	既支払額 （千円）				
盟和（佛山）汽車 配件有限公司	中華人民共和国 （佛山市）	自動車部品	建物、トランク内装品製造設備等	1,113,000	183,663	当社からの投融資資金 （注）3	平成25年 7月	平成28年 9月	（注）4
MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC.（注）5	アメリカ合衆国 （ルイズバーク市）	自動車部品	トランク内装品製造設備等	1,047,000	539,690	当社からの投融資資金 （注）3	平成25年 7月	平成28年 1月	（注）4

- （注）1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 経常的な設備の更新のための投資等は記載しておりません。
 3 当社からの投融資資金には、今回の調達資金による投融資が含まれます。
 4 完成後の増加能力については、合理的に算定することが困難であるため記載しておりません。
 5 MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA, INC. は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在当社の非連結子会社ですが、平成27年3月期第4四半期連結会計期間より連結の範囲に含める予定であり、また、今回の調達資金の資金使途となることから、記載しております。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第59期）（訂正報告書により訂正された内容を含む。）及び四半期報告書（第60期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第59期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年6月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成26年6月25日開催の定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

（2）決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 当社普通株式1株につき金3円

配当総額 40,177,842円

ロ 効力発生日 平成26年6月26日

第2号議案 取締役4名選任の件
清水俊彦、飯塚清、大槻久人、原秋彦を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件
佐田成史を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
坂本赫志を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	8,187	94		(注)1	可決(96.43)
第2号議案 取締役4名選任の件					
清水 俊彦	8,193	87		(注)2	可決(96.51)
飯塚 清	8,203	77			可決(96.63)
大槻 久人	8,184	96			可決(96.40)
原 秋彦	8,204	76			可決(96.64)
第3号議案 監査役1名選任の件					
佐田 成史	8,197	84		(注)2	可決(96.54)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
坂本 赫志	8,193	88		(注)2	可決(96.50)

(注)1．出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第59期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年8月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第60期第1四半期)	自 至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	平成26年8月4日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

盟和産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 一郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田 剛
--------------------	-------	------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている盟和産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、盟和産業株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、盟和産業株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、盟和産業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

盟和産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている盟和産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、盟和産業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月 4日

盟和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 文男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている盟和産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、盟和産業株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。